

平成18年3月13日付け目企広第1191号決定

平成19年3月30日付け目企広第1170号決定

契約及び許認可等の業務に対する働きかけに関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、目黒区が行う契約及び許認可等の業務に係る職務執行に関し職員が受ける働きかけへの対応について必要な事項を定めることにより、公正な職務執行を保持し、もって区政の透明性の向上と区民の信頼の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 働きかけ 特定の者に、利益の付与その他有利な取扱いがなされるよう、通常の治療と異なる処理を行うこと又は通常の治療を行わないことを職員に対し求める行為をいう。
- (2) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員及び同条第3項に規定する特別職に属する職員（区議会議員を除く。）をいう。
- (3) 契約業務 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に規定する契約及び入札並びに公の施設の利用（許認可等を伴うものを除く。）に係る契約をいう。
- (4) 許認可等の業務 次に掲げる事項に関連する業務をいう。

ア 許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号に規定する許認可等及び目黒区行政手続条例（平成8年3月目黒区条例第1号）第2条第1項第3号に規定する許認可等をいう。）

イ 不利益処分（行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分及び行政手続条例第2条第1項第4号に規定する不利益処分をいう。）

(記録)

第3条 職員は、契約又は許認可等の業務について働きかけを受けたときは、速やかに当該働きかけの内容等を記録票（別記様式）に記録するものとする。ただし、他の制度によりその内容が記録されることとなるものを除く。

(記録対象者)

第4条 働きかけを行うすべての行為者とする。

(運用状況の公表)

第5条 区長は、毎年度この要綱の運用状況について、区民に公表するものとする。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

記 録 票

働きかけを受けた日時	年 月 日 () 時 分		
働きかけを行った者	住 所		
	氏 名	電 話	
	その他参考となる事項 (所属団体名、役職等)		
働きかけの内容			
対応状況			
対応方針	<input type="checkbox"/> 対応方針については別途処理する。 <input type="checkbox"/> 下記のとおり対応することとする。		

開示の可否	可・否 (全部・一部・一時・存否応答拒否)
開示しない理由	1 個人 2 法人等 3 区政 4 法令

文書番号	第 号
保存年限	長・10・5・3・1・随・常
起案日	年 月 日
決定日	年 月 日

起案者	所属	
	電話	
	氏名	㊟

決定権者	区 長	審 議	担任副区長	主管部長	主管課長	主管係長	審 査	文書係長	文書(取扱)主任
	副区長								
	部 長								
	課 長								
	義務的協議		副 区 長	総務部長	総務課長	必要的協議	庶務担当課長		